

良好な景観形成に向けたこれまでの取り組み



- 平成 5年12月 「都市景観条例」施行
- 平成 6年 3月 「都市景観審議会」設置
- 平成 7年 3月 「都市景観基本計画」策定
- 平成12年 7月 「都市景観条例」一部改正・施行
—大規模建築物等の新築等の届出制度を開始—
- 平成12年 8月 「都市景観形成重点地区(洞地区)指定
—都市景観重点地区内行為届出制度を開始—
- 平成19年11月 「景観行政団体」移行
- 平成22年 9月 「景観条例」一部施行
—都市景観条例の全部改正—
- 平成22年10月 「景観計画」策定
- 平成23年 4月 「景観条例」全部施行
—景観に関する届出制度の改正—
(景観法第16条等に基づく届出に移行)

[都市景観条例に基づいた施策]

- 都市景観形成重点地区の指定(洞地区)
- 大規模建築物等の新築などの届出とそれに対する助言・指導



景観法・景観条例に基づいた施策に移行

[景観条例以外の施策]

- 地区計画を市内4地区に指定(水野・山手・塩草・塩草西)
- 尾張瀬戸駅周辺など中心市街地の整備事業(道路美装化、電線地中化)
- 街なみ環境整備(洞・暮らしっくストリート・小狭間坂・炎護路)



洞地区



地区計画指定地区



電線類地中化